



深セン納克邁伊茲諮詢有限公司
Nac-Myts Consulting (Shenzhen) Ltd.

中国広東省深セン市蛇口工業区太子路1号 新時代広場18階H 郵編518067
Suite 18H, Times Plaza, No.1 Taizi Road, Shekou, Shenzhen, Guangdong, China 518067
電話番号: +86-755-2668-0310 FAX 番号: 2668-0309 HP: <http://www.nmc.net.cn/>

[商務部・税関総署公告 2007年第44号《加工貿易制限類商品目録》の公布](#)

- 【発布単位】 商務部・税関総署
【発布文号】 公告 2007年第44号
【発布日期】 2007-07-23
【実施日期】 2007-08-23

國務院の批准を経て、ここに加工貿易制限類商品リストを公布し、関連事項を以下のよう
に公告する：

一・本公告は2007年8月23日より執行する。

二・制限類商品の加工貿易業務を展開するものに対して銀行保証金台帳“実転”管理を実
行する。即ち企業が制限類商品の加工貿易を展開し、契約備案する時、台帳保証金を納付
する必要がある；企業が規定期限内に加工製品を輸出し核銷手続を行った後、保証金及び
利息を退還する。

企業は税関管理類別に台帳保証金を納付する。A類とB類の企業は50%の保証金を納付す
る；C類の企業は全ての保税輸入材料につき輸入関税と輸入増値税の合計の100%の保証金
を納付する。

A・B類の企業は台帳保証金を以下の方法により計算する：

(一) 制限輸入類商品

納付すべき台帳保証金=全ての制限類輸入商品の納付すべき輸入関税と輸入増値税の合計
×50%

(二) 制限輸出類商品

納付すべき台帳保証金=保税輸入材料備案総金額×(制限類商品輸出備案金額/加工貿易輸出
商品備案総金額)×総合税率×50%

(三) 当輸入材料が制限輸入類商品であり、かつ加工製品が制限輸出類商品である時、た
だ制限輸入類商品として台帳保証金を計算する。計算方法は同第(一)項による。



深セン納克邁伊茲諮詢有限公司
Nac-Myts Consulting (Shenzhen) Ltd.

中国広東省深セン市蛇口工業区太子路1号 新時代広場18階H 郵編518067
Suite 18H, Times Plaza, No.1 Taizi Road, Shekou, Shenzhen, Guangdong, China 518067
電話番号: +86-755-2668-0310 FAX 番号: 2668-0309 HP: <http://www.nmc.net.cn/>

経営企業及びその加工企業が同時に中西部地区に属する場合、制限類商品の加工貿易業務にあたり、A類とB類の企業は銀行保証金台帳“空転”管理を実施し、C類の企業実行台帳100%実転管理を実施する。

三・企業が加工貿易業務を申請する時、制限類商品が申請資料中に明記されているものを除き、制限類商品の深加工結転業務の状況を申請する必要がある。商務主管部門は加工貿易業務を審査批准する時、批准文書中に制限類商品と深加工結転業務を明記し、税関は商務主管部門の批准文書をもとに備案し、本公告第二条の規定により台帳保証金を計算する。

通信監管企業が制限類商品の加工貿易業務を行う場合についても、本条の規定により管理する。

四・本公告附件1・附件2に列挙する商品の加工貿易業務を行う場合の過渡的管理措施について。

(一)2007年8月23日以前にすでに商務主管部門の批准を経て規定により全ての材料を税関に申請備案した加工貿易業務について、契約が管理の単位である場合、もとの規定により管理する；企業が管理の単位である場合、2008年8月23日以前はもとの規定による。

上述の業務は制限類商品の名称・商品コード・数量・金額または有効期限を変更することができないが、その他の項目はすべて変更することができる。制限類商品の名称・商品コード・数量・金額を増加させる、及び処理を延期する加工貿易業務について、企業は本公告第二条の規定により再度審査批准と備案を行う。

(二)2007年8月23日より、2007年8月23日以前にすでに商務主管部門の批准を経たがまだ税関に申請備案していない《加工貿易業務批准証》は自動的に失効する。企業は商務主管部門で再度審査批准手続を行い、税関は本公告第二条の規定により備案を行う。

五・2007年7月23日以前に外貿権を獲得していない東部地区企業については、制限類商品加工貿易業務を行うための申請を受理しない。

但しこれ以前にすでに加工貿易の委託加工業務を受け・かつ外貿権を有さない東部地区生産企業は、2007年10月23日以前に当地商務主管部門に備案を申告し、規定の時間内において外貿権を備える企業に転換し、及び企業の改編・再編により名称が変更されたが持分と法人代表に変化がない企業は、本条規定の制限を受けない。



深セン納克邁伊茲諮詢有限公司

Nac-Myts Consulting (Shenzhen) Ltd.

中国広東省深セン市蛇口工業区太子路1号 新時代広場 18階 H 郵編 518067
Suite 18H, Times Plaza, No.1 Taizi Road, Shekou, Shenzhen, Guangdong, China 518067
電話番号: +86-755-2668-0310 FAX 番号: 2668-0309 HP: <http://www.nmc.net.cn/>

六・本公告のいう中西部地区とは、東部地区を除くその他の地区を指す。東部地区とは北京市・天津市・上海市・遼寧省・河北省・山東省・江蘇省・浙江省・福建省・広東省を含んでいる。

七・経営企業は正確に加工貿易業務を申告しなければならない。商務主管部門は審査批准過程において企業の不正確な制限類商品名称及び商品コードの申告を発見した時、その加工貿易業務を批准しない。税関は備案過程において企業の不正確な制限類商品名称及び商品コードの申告を発見した時、備案を行わない。

八・本公告は輸出加工区・保税区等の税関特殊監管区域、及び税関特殊監管区域外で深加工結転方式により国内で制限輸入類商品を輸入し制限輸出類商品を輸出する加工貿易業務には適用しない。

九・主管部門のデータシステム調整前は、税関は上述の原則により確定する簡易的な台帳保証金の計算方法により台帳保証金を徴収する。

十・これ以前の規定と本公告が不一致の場合、本公告を適用する。

(翻訳 : Nac-Myts Consulting (Shenzhen) Ltd.)